

議案第1号

令和6年度船橋市一般会計補正予算

令和6年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,219,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		49,614,557	22,239	49,636,796
	10 国庫負担金	38,281,260	18,706	38,299,966
	15 国庫補助金	11,201,317	3,533	11,204,850
65 県支出金		16,355,145	83,083	16,438,228
	15 県補助金	3,359,790	83,083	3,442,873
80 繰入金		7,060,879	605,445	7,666,324
	10 基金繰入金	6,865,488	605,445	7,470,933
95 市債		12,334,000	18,500	12,352,500
	10 市債	12,334,000	18,500	12,352,500
歳 入 合 計		241,489,804	729,267	242,219,071

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		23,570,188	214,768	23,784,956
	10 総務管理費	19,665,193	214,768	19,879,961
20 民生費		114,585,028	453,378	115,038,406
	10 社会福祉費	43,612,970	9,843	43,622,813
	15 児童福祉費	53,030,598	443,535	53,474,133
45 土木費		23,008,836	8,250	23,017,086
	15 道路橋りょう費	3,653,410	8,250	3,661,660
55 教育費		28,855,600	52,871	28,908,471
	10 教育総務費	6,282,680	9,789	6,292,469
	15 小学校費	5,111,460	43,082	5,154,542
歳 出 合 計		241,489,804	729,267	242,219,071

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
45 土木費	15 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	111,111
55 教育費	15 小学校費	学校建設諸経費	25,520

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
東老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和11年度	329,000千円
中央老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和11年度	310,500千円
北老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和11年度	343,000千円
西老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和11年度	315,000千円
南老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和11年度	240,000千円
高校生キャリア支援事業業務委託料	令和6年度～令和7年度	35,800千円
学習支援事業業務委託料	令和6年度～令和9年度	225,000千円
子ども医療費申請書類審査等及び児童手 当月例事務処理等業務委託料	令和6年度～令和8年度	45,624千円
学習バス運行業務委託料	令和6年度～令和7年度	155,797千円

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
障害者福祉施設建設事業	23,900	1,400	25,300
小学校建設事業	1,811,300	17,100	1,828,400

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	12,334,000	18,500	12,352,500

議案第2号

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）の例による。

（保護施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第39条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第7条第1項の規定の適用については、同項中「立てておかなければ」とあるのは、「立て、これを定期的に職員並びに利用者及びその家族等へ周知しなければ」とする。

（帳簿の保存期間）

第5条 省令第2条に規定する救護施設等は、利用者の処遇の状況に関する帳簿をその完

結の日から5年間保存しなければならない。

(医療保護施設の運営に関する基準)

第6条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

(事業授産施設の設備及び運営に関する基準)

第7条 社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める事業授産施設の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、省令第1章（第1条を除く。）及び第4章（第23条第2項を除く。）に定める基準の例による。

2 第4条の規定により読み替えて適用する省令第7条第1項の規定及び第5条の規定は、事業授産施設について準用する。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(船橋市道路占用料条例の一部改正)

第1条 船橋市道路占用料条例(昭和60年船橋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	(略)	<u>1,800円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>
	第二種電柱		<u>2,800円</u>		第二種電柱		<u>2,500円</u>
	第三種電柱		<u>3,800円</u>		第三種電柱		<u>3,370円</u>
	第一種電話柱		<u>1,600円</u>		第一種電話柱		<u>1,450円</u>
	第二種電話柱		<u>2,600円</u>		第二種電話柱		<u>2,330円</u>
	第三種電話柱		<u>3,600円</u>		第三種電話柱		<u>3,200円</u>
	その他の柱類		<u>160円</u>		その他の柱類		<u>150円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>16円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>15円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>9円</u>
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>1,600円</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>1,450円</u>
	地下に設ける変圧器	(略)	<u>980円</u>		地下に設ける変圧器	(略)	<u>870円</u>

	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	(略)	<u>3,300円</u>
	郵便差出箱		<u>1,400円</u>
	広告塔	(略)	<u>7,200円</u>
	その他のもの	(略)	<u>3,300円</u>
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>69円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>98円</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		<u>150円</u>
	外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満 のもの		<u>200円</u>
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>290円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>390円</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>690円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの		<u>980円</u>
	外径が1メー		<u>2,000円</u>

	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	(略)	<u>2,910円</u>
	郵便差出箱		<u>1,220円</u>
	広告塔	(略)	<u>6,600円</u>
	その他のもの	(略)	<u>2,910円</u>
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>61円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>87円</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		<u>130円</u>
	外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満 のもの		<u>170円</u>
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの		<u>260円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		<u>350円</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満の もの		<u>610円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メ ートル未満の もの		<u>870円</u>
	外径が1メー		<u>1,740円</u>

	トル以上のもの					トル以上のもの					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	(略)	<u>10円</u>	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	(略)	<u>9円</u>	
			その他のもの		<u>33円</u>			その他のもの			<u>29円</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		(略)	<u>2,600円</u>		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	<u>2,180円</u>		
	その他のもの	上空に設けるもの	(略)	<u>1,600円</u>	その他のもの	上空に設けるもの	(略)	<u>1,450円</u>			
		地下に設けるもの		<u>980円</u>		地下に設けるもの		<u>870円</u>			

	その他のもの		<u>3,300円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	(略)		<u>3,300円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に <u>0.007</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		<u>3,600円</u>	
地下に設ける通路		<u>2,200円</u>		
その他のもの		<u>3,300円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>72円</u>	
	その他のもの	(略)	<u>720円</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	
		その他のもの	(略)	
	標識		(略)	<u>2,600円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等	(略)	<u>72円</u>

	その他のもの		<u>2,910円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	(略)		<u>2,910円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		<u>3,300円</u>	
地下に設ける通路		<u>1,980円</u>		
その他のもの		<u>2,910円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>66円</u>	
	その他のもの	(略)	<u>660円</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	
		その他のもの	(略)	
	標識		(略)	<u>2,180円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等	(略)	<u>66円</u>

げる物件	に際し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	(略)	<u>720円</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>72円</u>
	その他のもの	(略)	<u>720円</u>
アーチ	車道を横断するもの	(略)	<u>7,200円</u>
	その他のもの		<u>3,600円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	<u>3,300円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第		(略)	<u>720円</u>

げる物件	に際し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	(略)	<u>660円</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>66円</u>
	その他のもの	(略)	<u>660円</u>
アーチ	車道を横断するもの	(略)	<u>6,600円</u>
	その他のもの		<u>3,300円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	<u>2,910円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第		(略)	<u>660円</u>

5号に掲げる工事用材料				5号に掲げる工事用材料				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			330円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			290円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上	占用面積 1平方メートルにつき1年	A に	トンネルの上	占用面積 1平方メートルにつき1年	A に	A に	
	又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)		0.008を乗じて得た額			又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)		0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に			上空に設けるもの		A に
	地下(トンネルの上の地下を除く。)		A に			地下(トンネルの上の地下を除く。)		A に
	に設けるもの		A に			に設けるもの		A に
	階数が1のもの		A に			A に		
	階数が2のもの		A に			A に		
	階数が3以上のもの		A に			A に		
	その他のもの		A に			A に		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A に	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A に	
	その他のもの		A に		その他のもの		A に	

令 第 7 条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
令 第 7 条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令 第 7 条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの

得た額
A に 0.022 を乗じて得た額
A に 0.007 を乗じて得た額
A に 0.01 を乗じて得た額
A に 0.022 を乗じて得た額
A に 0.031 を乗じて得た額
A に 0.025 を乗じて得た額
A に 0.01 を乗じて得た額
A に 0.022 を乗じて得た額
A に 0.031 を乗じて得た額

令 第 7 条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
令 第 7 条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令 第 7 条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの

得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.008 を乗じて得た額
A に 0.011 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.011 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額

令第7条第14号に掲げる施設	A に 0.031を 乗じて 得た額	備考 (略)
----------------	-----------------------------	--------

(船橋市都市公園条例の一部改正)

第2条 船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第4 その5				別表第4 その5			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	(略)	<u>1,800円</u>	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>
	第二種電柱		<u>2,800円</u>		第二種電柱		<u>2,500円</u>
	第三種電柱		<u>3,800円</u>		第三種電柱		<u>3,370円</u>
	第一種電話柱		<u>1,600円</u>		第一種電話柱		<u>1,450円</u>
	第二種電話柱		<u>2,600円</u>		第二種電話柱		<u>2,330円</u>
	第三種電話柱		<u>3,600円</u>		第三種電話柱		<u>3,200円</u>
	支柱、支線及び支線柱		<u>160円</u>		支柱、支線及び支線柱		<u>150円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>16円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	(略)	<u>15円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>10円</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>9円</u>
	変圧塔その他これに類するもの	(略)	<u>3,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの	(略)	<u>2,910円</u>
鉄塔、送電塔その他のもの	(略)	<u>3,300円</u>	鉄塔、送電塔その他のもの	(略)	<u>2,910円</u>		
水道管、下水道管、ガス管その他これらに	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>69円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>61円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>98円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>87円</u>

類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150円</u>	類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>130円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>290円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>260円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>390円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>350円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>690円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>610円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>980円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>870円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>2,000円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,740円</u>
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	(略)	<u>2,200円</u>		通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	(略)	<u>1,980円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	(略)	<u>72円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	(略)	<u>66円</u>		
公衆電話所	(略)	<u>3,300円</u>	公衆電話所	(略)	<u>2,910円</u>		
郵便差出箱		<u>1,400円</u>	郵便差出箱		<u>1,220円</u>		
工事用施設及び工事用資材置場	(略)	<u>720円</u>	工事用施設及び工事用資材置場	(略)	<u>660円</u>		

その他の工作物等 備考 (略)	(略)	<u>330円</u>	その他の工作物等 備考 (略)	(略)	<u>290円</u>
--------------------	-----	-------------	--------------------	-----	-------------

(船橋市準用河川占用料条例の一部改正)

第3条 船橋市準用河川占用料条例(平成12年船橋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
電柱、 電線、 変圧塔 その他 これら に類す る施設	第一種電柱	(略)	<u>1,800円</u>	電柱、	第一種電柱	(略)	<u>1,630円</u>
	第二種電柱		<u>2,800円</u>	電線、	第二種電柱		<u>2,500円</u>
	第三種電柱		<u>3,800円</u>	変圧塔	第三種電柱		<u>3,370円</u>
	第一種電話柱		<u>1,600円</u>	その他	第一種電話柱		<u>1,450円</u>
	第二種電話柱		<u>2,600円</u>	これら	第二種電話柱		<u>2,330円</u>
	第三種電話柱		<u>3,600円</u>	に類す	第三種電話柱		<u>3,200円</u>
	支柱、支線及 び支線柱		<u>160円</u>	る施設	支柱、支線及 び支線柱		<u>150円</u>
	共架電線その 他上空に設け る線類	(略)	<u>16円</u>	共架電線その 他上空に設け る線類	(略)	<u>15円</u>	
	地中電線その 他地下に設け る線類		<u>10円</u>	地中電線その 他地下に設け る線類		<u>9円</u>	
	変圧塔その他 これに類する もの	(略)	<u>3,300円</u>	変圧塔その他 これに類する もの	(略)	<u>2,910円</u>	
送電塔その他 のもの	(略)	<u>3,300円</u>	送電塔その他 のもの	(略)	<u>2,910円</u>		
ガ ス 管、水 道管、 下水道 管、電 線等の 地下埋 設物	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>69円</u>	ガ ス	外径が0.07メ ートル未満の もの	(略)	<u>61円</u>
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>98円</u>	管、水 道管、	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満 のもの		<u>87円</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		<u>150円</u>	下水道 管、電 線等の 地下埋 設物	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		<u>130円</u>

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200円</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>170円</u>
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>290円</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>260円</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>390円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>350円</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>690円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>610円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>980円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>870円</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>2,000円</u>	外径が1メートル以上のもの		<u>1,740円</u>
橋りょう、倉庫、鉄塔、鉄道軌道等の工作物	(略)	<u>2,700円</u>	橋りょう、倉庫、鉄塔、鉄道軌道等の工作物	(略)	<u>2,260円</u>
看板類	(略)	<u>7,200円</u>	看板類	(略)	<u>6,600円</u>
作業場、材料置場その他現状のまま占用するもの	(略)	<u>720円</u>	作業場、材料置場その他現状のまま占用するもの	(略)	<u>660円</u>
その他の物件	(略)	<u>330円</u>	その他の物件	(略)	<u>290円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例、第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市準用河川占用料条例の規定は、

令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前においてなされた道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けていた者が令和7年度も引き続き当該許可に係る占用物件を設け、継続して道路を占用しようとする場合に納付すべき同年度の占用料について第1条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例の規定を適用した場合の額が、同条の規定による改正前の船橋市道路占用料条例の規定を適用したとした場合の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整道路占用料額」という。）を超える場合の占用料の額は、同条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例の規定にかかわらず、調整道路占用料額とする。

理 由

固定資産の評価替えに伴い、道路占用料、都市公園の占用料及び準用河川占用料の額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市公民館条例の一部を改正する条例

船橋市公民館条例（昭和49年船橋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 施設使用料			別表第1 施設使用料		
区分		単位使用時間 ごとの使用料	区分		単位使用時間 ごとの使用料
(略)		(略)	(略)		(略)
船橋市東 部公民館	講堂	4,990円	船橋市東 部公民館	講堂	4,990円
	第一集会室	590円		第一集会室	590円
	第二集会室	590円		第二集会室	990円
	第三集会室	590円		第三集会室	990円
	第四集会室	590円		第一和室	590円
	第五集会室	990円		第二和室	590円
	第六集会室	990円		第三和室	590円
	和室	590円		実習室	990円
	実習室	990円		(略)	(略)
	音楽室	990円			
(略)		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

東部公民館の改修に伴い、その使用料を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事請負契約の締結について

都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 契約金額 | 735,891,090円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号
宮地エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 上 原 正 |

理 由

都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第6号

船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市東老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市東老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
公益財団法人船橋市福祉サービス公社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第7号

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市中央老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第8号

船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市北老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市北老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市飯山満町2丁目681番地
社会福祉法人清和会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市西老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市西老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第10号

船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市南老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市南老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市米ヶ崎町691番地1
社会福祉法人聖進會
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第11号

千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県競馬組合における会計方式を公営企業会計に移行するため、地方公営企業法の適用を受けることに伴い、千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約

千葉県競馬組合同規約（昭和35年自治許第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方公営企業法の適用) 第3条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、組合の施行する競馬事業に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p>	

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第12号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢	別表第1(第2条関係) 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢

町 長生村 白子町 長柄町 長南町
 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企
 業団 長門川水道企業団 国保国吉病院
 組合 君津中央病院企業団 東葛中部地
 区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生
 組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市
 外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組
 合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛
 衛生施設管理組合 印西地区衛生組合
 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉
 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖
 苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳
 市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域
 市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村
 圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡
 市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消
 防組合 山武郡市広域行政組合 香取広
 域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々
 井町消防組合 東総地区広域市町村圏事
 務組合 印西地区消防組合 九十九里地
 域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事
 務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 東総広域水道企業団 君津富津広域下
 水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広
 域水道企業団 印西地区環境整備事業組
 合 南房総広域水道企業団 千葉県後期
 高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理 する事務	共同処理する団体
第3条第1 項第1号 に掲げる 事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東 金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 い

町 長生村 白子町 長柄町 長南町
 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企
 業団 長門川水道企業団 国保国吉病院
 組合 君津中央病院企業団 東葛中部地
 区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生
 組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市
 外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組
 合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛
 衛生施設管理組合 印西地区衛生組合
 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉
 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖
 苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施
 学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房
 郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事
 務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝
 瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行
 政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐
 倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区
 広域市町村圏事務組合 印西地区消防組
 合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市
 広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市
 町村圏事務組合 東総広域水道企業団
 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業
 団 山武郡市広域水道企業団 印西地区
 環境整備事業組合 南房総広域水道企業
 団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理 する事務	共同処理する団体
第3条第1 項第1号 に掲げる 事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東 金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 い

すみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団

すみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企

(略)	(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成 田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 い すみ市 大網白里市 酒々井 町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長 南町 大多喜町 御宿町 鋸 南町 三芳水道企業団 長門 川水道企業団 国保国吉病院 組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組 合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山 武郡市環境衛生組合 柏・白 井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印 旛衛生施設管理組合 印西地 区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、 四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水 防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町 環境衛生組合</u> 君津郡市広域 市町村圏事務組合 安房郡市 広域市町村圏事務組合 長生 郡市広域市町村圏組合 匝瑳 市横芝光町消防組合 山武郡 市広域行政組合 香取広域市

業団	
(略)	(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成 田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 い すみ市 大網白里市 酒々井 町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長 南町 大多喜町 御宿町 鋸 南町 三芳水道企業団 長門 川水道企業団 国保国吉病院 組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組 合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山 武郡市環境衛生組合 柏・白 井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印 旛衛生施設管理組合 印西地 区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、 四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水 防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組 合 安房郡市広域市町村圏事 務組合 長生郡市広域市町村 圏組合 匝瑳市横芝光町消防 組合 山武郡市広域行政組合

	町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合		香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 布施学校組合
(略)	(略)	(略)	(略)
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市	第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市

印西市 白井市 富里市 南
 房総市 匝瑳市 香取市 山
 武市 いすみ市 大網白里市
 酒々井町 栄町 神崎町 多
 古町 東庄町 九十九里町
 芝山町 横芝光町 一宮町
 睦沢町 長生村 白子町 長
 柄町 長南町 大多喜町 御
 宿町 鋸南町 国保国吉病院
 組合 東葛中部地区総合開発
 事務組合 鋸南地区環境衛生
 組合 佐倉市、酒々井町清掃
 組合 東金市外三市町清掃組
 合 山武郡市環境衛生組合
 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組
 合 印旛衛生施設管理組合
 印西地区衛生組合 東総衛生
 組合 夷隅環境衛生組合 佐
 倉市、四街道市、酒々井町葬
 祭組合 一宮聖苑組合 印旛
 利根川水防事務組合 匝瑳市
 ほか二町環境衛生組合 君津
 郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組
 合 四市複合事務組合 長生
 郡市広域市町村圏組合 匝瑳
 市横芝光町消防組合 山武郡
 市広域行政組合 香取広域市
 町村圏事務組合 佐倉市八街
 市酒々井町消防組合 東総地
 区広域市町村圏事務組合 印
 西地区消防組合 夷隅郡市広
 域市町村圏事務組合 印旛郡
 市広域市町村圏事務組合 君
 津富津広域下水道組合 印西
 地区環境整備事業組合 千葉
 県後期高齢者医療広域連合

(略)

(略)

印西市 白井市 富里市 南
 房総市 匝瑳市 香取市 山
 武市 いすみ市 大網白里市
 酒々井町 栄町 神崎町 多
 古町 東庄町 九十九里町
 芝山町 横芝光町 一宮町
 睦沢町 長生村 白子町 長
 柄町 長南町 大多喜町 御
 宿町 鋸南町 国保国吉病院
 組合 東葛中部地区総合開発
 事務組合 鋸南地区環境衛生
 組合 佐倉市、酒々井町清掃
 組合 東金市外三市町清掃組
 合 山武郡市環境衛生組合
 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組
 合 印旛衛生施設管理組合
 印西地区衛生組合 東総衛生
 組合 夷隅環境衛生組合 佐
 倉市、四街道市、酒々井町葬
 祭組合 一宮聖苑組合 印旛
 利根川水防事務組合 布施学
 校組合 匝瑳市ほか二町環境
 衛生組合 君津郡市広域市町
 村圏事務組合 安房郡市広域
 市町村圏事務組合 四市複合
 事務組合 長生郡市広域市町
 村圏組合 匝瑳市横芝光町消
 防組合 山武郡市広域行政組
 合 香取広域市町村圏事務組
 合 佐倉市八街市酒々井町消
 防組合 東総地区広域市町村
 圏事務組合 印西地区消防組
 合 夷隅郡市広域市町村圏事
 務組合 印旛郡市広域市町村
 圏事務組合 君津富津広域下
 水道組合 印西地区環境整備
 事業組合 千葉県後期高齢者
 医療広域連合

(略)

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園の廃止並びに斎場の管理及び運営に関する利用者割の算定方法の見直しに伴い、四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

四市複合事務組合同規約の一部を改正する規約

四市複合事務組合同規約（昭和45年千葉県指令第2160号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組合の共同処理する事務) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) 斎場の施設の設置及び整備に関すること。 (2) 斎場の管理及び運営に関すること。 (組合経費の支弁の方法) 第13条 (略) 2 (各号列記以外の部分略)	(組合の共同処理する事務) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) <u>特別養護老人ホーム三山園の設置及び整備に関すること。</u> (2) <u>特別養護老人ホーム三山園の管理及び運営に関すること。</u> (3) 斎場の施設の設置及び整備に関すること。 (4) 斎場の管理及び運営に関すること。 (組合経費の支弁の方法) 第13条 (略) 2 (各号列記以外の部分略)

<p>(1) 第3条第1号に掲げる事務に要する経費 均等割3割 人口割7割</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事務に要する経費 均等割3割 人口割3割 利用者割4割</p> <p>3 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の数により、利用者は、当該年度の前前年度の<u>火葬件数</u>によるものとする。</p>	<p>(1) 第3条第1号及び第3号に掲げる事務に要する経費 均等割3割 人口割7割</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事務に要する経費 均等割3割 人口割4割 入所者割3割</p> <p>(3) 第3条第4号に掲げる事務に要する経費 均等割3割 人口割3割 利用者割4割</p> <p>3 前項の人口及び入所者は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の数により、利用者は、当該年度の前前年度の<u>火葬体数(改葬の数を除く。)</u>によるものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 組合は、この規約による改正後の規約第3条の規定にかかわらず、当分の間、この規約による改正前の規約第3条第1号及び第2号の事務の廃止に伴い、必要となる事務を行うことができる。

理 由

四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第14号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和6年11月15日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
24-043	行田1丁目 66-29	行田1丁目 66-40	6.00 6.00	89.32	
24-044	行田1丁目 66-28	行田1丁目 66-24	5.00 5.00	83.07	
24-045	行田1丁目 325-20	行田1丁目 325-6	5.50 5.50	106.28	
65-098	二和東5丁目 101-328	二和東5丁目 101-427	9.26 11.50	0	未供用 39.70m
合 計				278.67	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
65-032	二和東 5 丁目 101-3	二和東 5 丁目 101-3	4.31 8.86	197.57	変更前
65-032	二和東 5 丁目 101-3	二和東 5 丁目 101-3	6.66 12.00	105.86	変更後 未供用 33.14m
				△91.71	
合 計				△91.71	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。